

**艱難 10 年**

**新政権のもとで実現**



**墜落労働災害の撲滅**

- ★ 建設業の墜落労災過去 10 年間累計  
死亡者 2,300 名。死傷者 84,000 名
- ★ 今でも毎日、建設現場において 20 名以上が墜  
落災害で死傷
- ★ 発表されている労災統計は実態と遊離  
急増している事実上の労働者である「一人親方  
等」の死傷災害がカウントされていない

**撲滅-その決め手**

**厚生労働省 安全衛生部長通達内容のすべての法制化を求める  
墜落防止措置**

- ① 高さ 2m 以上の高所作業には必ず足場を設置すること。
- ② 足場は必ず手すり先行型足場とすること。
- ③ 足場は、二段手すりかつま先板(幅木)、隙間なし床の設置とすること。
- ④ 足場の安全点検を十分な知識・経験を有する者が行い、足場の種類・機材に応じた専  
用チェックリストを使用し、点検者の職氏名を記入すること。

**国土交通省 建築基準法令等の改正を求める  
墜落防止措置**

- ① 高さ 2m 以上の高所作業には必ず足場を設けることとし、その足場は、足場の種類を  
問わず、手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行型足場」とし、足場の  
組立・解体作業等においても、上記の機能を確実に担保できる「手すり据置き方式」  
又は「手すり先行専用足場方式」によるものとする。
- ② 屋根工事及び法面工事は、墜落災害を防止する目的で国土交通大臣が制定した「屋根  
工事用足場及び施工方法(JISA8971)」及び「斜面・法面工事用仮設設備(JISA8972)」  
によって施工するものとする。
- ③ 足場の安全点検は、「労働安全コンサルタント資格者」又は「仮設安全監理者」等の足  
場の点検について十分な知識・経験を有する第三者によって、足場の種類・機材に応  
じたチェックリストに基づき実施させ、点検結果を発注者に提出させるとともに、現  
場に足場点検実施状況の証となる看板等を掲示させるものとする。

**人の命を大切にす友愛政治により、  
建設職人社会ルネッサンスを実現!!**

# 艱難アクセスを止むにす!!

## 今年こそ墜落労災撲滅に向け 正念場!!

- ★ アクセスは、艱難辛苦過去 10 年間にわたり、墜落労働災害撲滅を目指し、安全活動に邁進してきた。にもかかわらず、墜落災害はあとを絶たない。過去 10 年間の累計で墜落死亡者は、2,300 人、死傷者は 84,000 人に上っている。今でも毎日毎日 20 人以上の建設職人の仲間が墜落災害で死傷している。
- ★ 毎年公表される労災統計によれば、墜落災害は毎年減少していると発表されている。しかしこれには本来、労働者であるにもかかわらず年々急増している「一人親方・事業主」の労災がカウントされていない。仕事量が急減していることを勘案すれば、むしろ墜落災害は、相対的に増えているのである。経済至上主義における究極の影がここに集積されているのである。悲惨な建設職人社会になっているのである。
- ★ 厚生労働省では、足場からの墜落防止を強化するため、昨年 6 月 1 日施行で労働安全衛生規則の一部を改正するとともに、規則と一体のものとして安全衛生部長通達を発した。にもかかわらず、安全衛生部長通達の実施は完全に規則と切り離された形になっており、全く無視されている。昨年 9 月に、アクセスが全国 3,400 現場を対象に行った実態調査でも、手すり先行型足場の実施率は、すべての現場で義務化している国土交通省発注工事ですら約 80%であり、民間工事に至ってはわずか約 5%となっていたことが明らかとなった。また、各都道府県の労働局により、昨年末に、建設現場一斉監督指導が実施されたが、各現場の安全衛生法違反は約 50%近くに及び、その違反の約半数が墜落防止措置違反であった。建設関係人は一体、職人の命をなんと心得ているのか!!まさに、建設現場は無法地帯であり、戦場である。なんとも情けないことである。
- ★ 国土交通省では、これまで工事共通仕様書や毎年度の墜落事故防止重点対策等によって足場からの墜落防止強化に努め、国土交通省直轄工事では相応の成果をあげてきた。しかし、それは地方自治体や民間工事への強制力がないたため、その反映度合いはまだらであった。建築物本体工事については建築士法及び建築基準法に基づき鉄筋・鉄骨工事等の職種ごとの品質の確保のための工事監理が義務付けられており、また工事現場の危害防止対策として、建築基準法施行令に基づき基礎工事用機械等の転倒防止のための措置、シート・防護棚(朝顔)等による落下物防止のための設置の措置がそれぞれ義務付けられている。しかしながら、工事現場での最たる危害の要因である墜落事故に直結する足場(工事)については、これらの法令のどこにも、設置や品質確保のための検査や安全点検に係る規定はない。よって、国土交通省は、墜落事故撲滅を期し、建築基準法令等を改正し、官民工事に等しく足場(工事)の安全を確実なものとするべきである。

- ★ 新政権は、「人の命を大切にす友愛政治」をスローガンに掲げている。アクセスの理念である「人の命を守る建設職人社会ルネッサンス」と全く合致している。この新政権のもとで、ようやく実現できる大きな転機がやってきたのである。
- ★ 我々は足場のスペシャリストとして、社会からその存在価値を要求され続けられるようにしなければならない。それには、仮設安全監理者による足場の安全点検を実施し、墜落事故撲滅に邁進することにほかならない。これがアクセスの社会的な使命である。
- ★ もはや一刻の猶予もならない。ただちに、「ストップ・ザ・墜落労災」をするためには、別紙事項の実施を求める。厚生労働省においては、安全衛生部長通達の内容のすべての法制化をすること。建設産業を所管する国土交通省においては、建築基準法令等の改正をすること。
- ★ 今年こそ、「墜落労災撲滅」を期し、「建設職人社会ルネッサンスの実現の年」とするものである。
- ★ 艱難アクセスを玉にす!!

平成22年1月8日  
全国仮設安全事業協同組合  
理事長 小野 辰雄

## 別紙

# 墜落労災撲滅-その決め手

## 厚生労働省 安全衛生部長通達内容のすべての法制化を求める

### 墜落防止措置

- ① 高さ 2m 以上の高所作業には必ず足場を設置すること。
- ② 足場は必ず手すり先行型足場とすること。
- ③ 足場は、二段手すりとつま先板(幅木)、隙間なし床の設置とすること。
- ④ 足場の安全点検を十分な知識・経験を有する者が行い、足場の種類・機材に応じた専用チェックリストを使用し、点検者の職氏名を記入すること。

## 国土交通省 建築基準法令等の改正を求める

### 墜落防止措置

- ① 高さ 2m 以上の高所作業には必ず足場を設けることとし、その足場は、足場の種類を問わず、手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行型足場」とし、足場の組立・解体作業等においても、上記の機能を確実に担保できる「手すり据置き方式」又は「手すり先行専用足場方式」によるものとする。
- ② 屋根工事及び法面工事は、墜落災害を防止する目的で国土交通大臣が制定した「屋根工事用足場及び施工方法(JISA8971)」及び「斜面・法面工事用仮設設備(JISA8972)」によって施工するものとする。
- ③ 足場の安全点検は、「労働安全コンサルタント資格者」又は「仮設安全監理者」等の足場の点検について十分な知識・経験を有する第三者によって、足場の種類・機材に応じたチェックリストに基づき実施させ、点検結果を発注者に提出させるとともに、現場に足場点検実施状況の証となる看板等を掲示させるものとする。

平成 22 年 1 月 8 日

全国仮設安全事業協同組合

理事長 小野 辰雄